

平成 28 年度第 1 回上越市同和対策等審議会 次第

日時：平成 28 年 5 月 19 日（木）午後 2 時～

場所：上越市役所 木田庁舎 401 会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 部長挨拶

4 諮 問

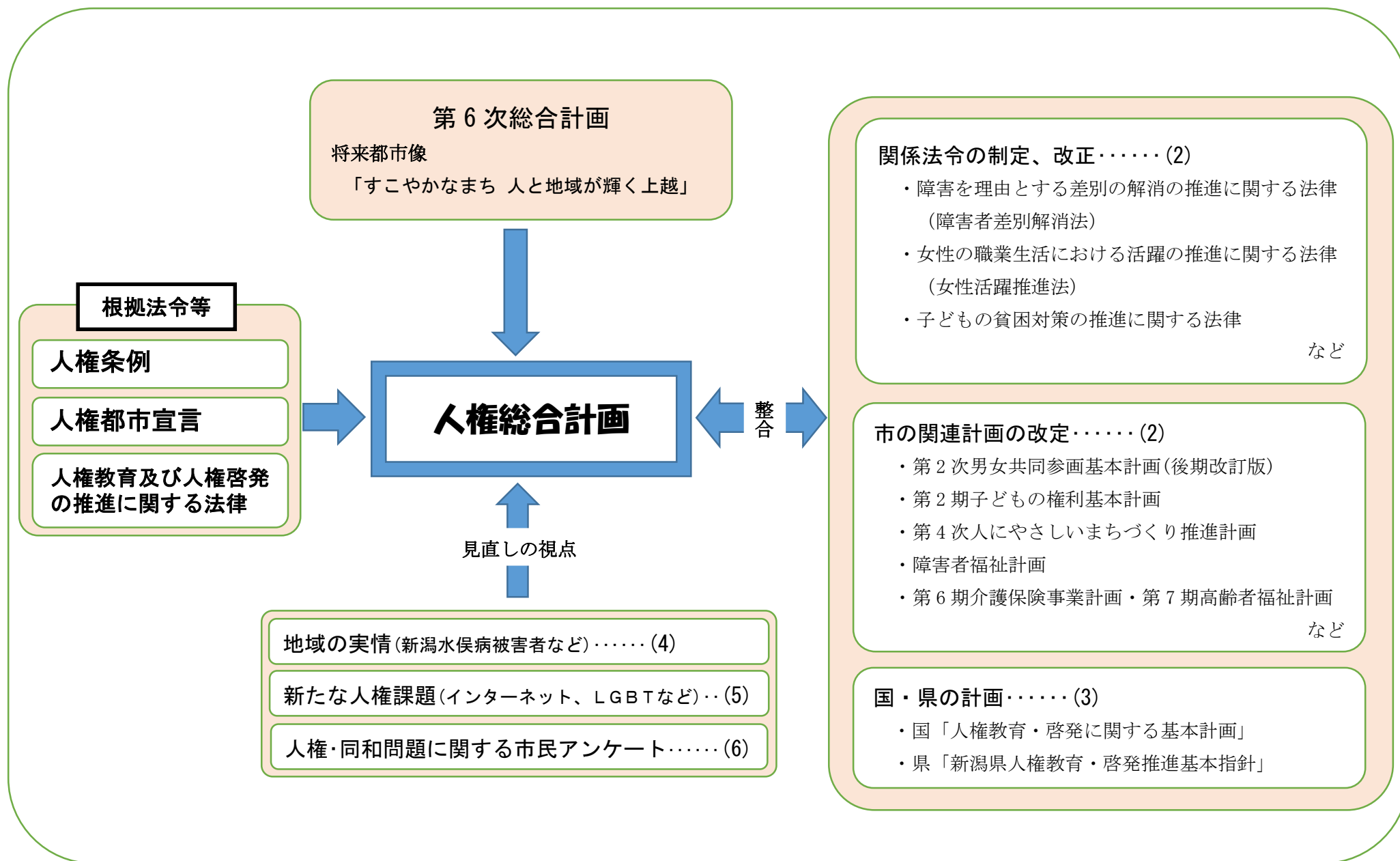
5 議 事

① 第四次人権総合計画の策定について
(方向性、検討体制、スケジュールなど)

② その他

6 閉 会

人権総合計画の根拠と位置付け



1 上越市人権総合計画策定の根拠

「人権都市宣言」及び「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例」の具現化をはかり、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画（人権総合計画）」を策定する。

【策定の根拠】

- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年）
第5条 地方公共団体は、基本理念のっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を負う。
- ・人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例（平成9年3月）（総合計画の策定）第5条 市は、第2条第1項の規定による施策の推進のため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上等についての総合計画を策定するものとする。

【これまでの人権総合計画の策定状況】

- 第一次人権総合計画（計画期間：平成14年度～18年度 5年間）
- 第二次人権総合計画（計画期間：平成19年度～23年度 5年間）
- 第三次人権総合計画（計画期間：平成24年度～28年度 5年間）

2 第三次人権総合計画について

第三次人権総合計画では、7つの「施策の目標」それぞれに対して6つの「目標達成のための施策」を設定し、関係課が具体的に事業実施している。

【施策の目標】・・7つの目標

同和問題の根本的かつ速やかな解決、障害者の自立と社会参画の実現、男女共同参画社会の実現、外国人市民の人権保障の実現、高齢者の社会参画の推進と社会福祉の充実、子どもの人権の確保、その他の人権問題

【目標達成のための施策】・・6つの施策

人権擁護の確立、人権教育・啓発の推進、社会参画の推進、雇用の促進・産業の振興、社会福祉の充実、生活環境の改善

【関係事業の評価】

- ・関係課が実施する事業等247項目を実施計画に搭載し、事業評価を行っている。
- ・評価結果は、「計画を達成し十分な成果を得た」が221項目、「計画をほぼ達成できた」が24項目、「計画を達成できなかった」が2項目と、概ね順調に進捗している。

3 第四次人権総合計画策定の方向性

これまで実施してきた人権・同和施策を引き続き推進することとし、以下の視点で見直しを行う。

(1) 引き続き、「差別をしない、させない、許さないまち」「あらゆる差別のない市民の笑顔があふれるまち」を基本目標とする

- ・第6次総合計画に掲げる将来都市像「すこやかなまち 人と地域が輝く上越」の実現に向け、引き続き、「差別をしない、させない、許さないまち」「あらゆる差別のない市民の笑顔があふれるまち」を基本目標とする。

(2) 関係法令の制定・改正や市の各種計画の改定を踏まえた見直しを行う

- ・新たに施行された法令や改定された当市の各種計画を踏まえて見直しを行う。
関係法令：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）など
市関連計画：上越市第6次総合計画、上越市第2次男女共同参画基本計画（後期改訂版）、上越市第2期子どもの権利基本計画 など

(3) 国、県の計画との整合を図る

- ・国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び県の「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」には「犯罪被害者等」に対する人権問題を項目として掲げている。

(4) 地域の実情を踏まえた見直しを提案する

- ・「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」では、地域の実情を踏まえ「新潟水俣病患者」の項目を設けている。また、「アイヌの人々」については、「様々な人権問題」として記載している。
- ・平成27年2月に開催した上越市同和对策等審議会において、委員から「今後の検討課題として、新潟水俣病患者問題を取り上げては」と提案をいただいた。

(5) 導入した制度や新たな人権課題などを反映する

- ・事前登録型本人通知制度の導入（平成25年8月）
- ・「ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書」を市議会が採択（平成27年3月）
- ・インターネットでの差別事象やLGBT(Q)など、新たな人権課題への対応。

(6) 市民アンケート調査結果を反映する

- ・昨年度実施した「人権・同和問題に関する市民アンケート調査」の結果を、基礎データとして使用する。
- ・第6次総合計画の基本施策の2項目で、本アンケート調査結果を目標としている。アンケート結果が平成30年度目標を下回ったことから、一層の理解を得るための取組を行う必要がある。

項目	現状値 (H22)	アンケート 結果(H27)	目標 (H30)	目標 (H34)
人権同和問題に関する正しい理解度	66.1%	63.3%	70.0%	75.0%
外国人市民との共生に関する正しい理解度	34.2%	32.2%	37.0%	40.0%

(7) 「個人情報の保護と人権侵害の救済と擁護」を章立てにする

- ・同和問題と外国人市民の分野のみで記載していた「個人情報の保護」と「人権侵害の救済と擁護」について、全分野で共通する重要な項目であることから章立てに見直す。

(8) 計画期間は、これまでと同様に5年間（平成29～33年度）とする

4 検討体制について

審議会等

(1) 同和対策等審議会

(ア) 役割

- ・市長からの諮問「第四次人権総合計画の策定について」に対し調査審議して答申を行う。

(イ) 所掌事項

- ・部落差別の撤廃その他の人権擁護に関する重要事項について調査審議する。
- ・部落差別の撤廃その他の人権擁護に関し市長に意見を述べるができる。

庁内関係課

(2) 同和対策等推進会議

(ア) 根拠

- ・人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例 第8条
- ・上越市部落差別などの解決に向けた同和対策等推進会議設置要綱

(イ) 構成（8課）

共生まちづくり課、産業振興課、福祉課、高齢者支援課、健康づくり推進課、こども課、学校教育課、社会教育課

(構成課以外の庁内関係課等)

総務管理課、広報対話課、人事課、契約検査課、市民安全課、危機管理課、男女共同参画推進センター、市民課、国保年金課、保育課、こども発達支援センター、若竹寮、すこやかなくらし支援室、農政課、青少年健全育成センター、農業委員会、教育総務課

(ウ) 所掌事項

- ・部落差別などあらゆる差別をなくし、人権を擁護するための基本的事項に係る施策を推進する
- ・総合計画の策定に関すること、実態調査及び意識踏査に関すること、人権擁護施策の推進に関すること、庁内の推進体制の整備及び人権擁護関係団体との連携に関することについて協議する。

5 今後のスケジュール

年	月	項目
28	5	同和対策等審議会(5月19日) ・第四次人権総合計画策定を諮問 ・第四次人権総合計画の策定方針について
	7	同和対策等審議会 ・第1章 総合計画の概要(案)について ・第2章 個人情報の保護と人権侵害の救済・擁護(案)について ・第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決(案)について
	8	同和対策等審議会 ・第4章 障害者の自立と社会参画の実現(案)について ・第5章 男女共同参画社会の実現(案)について ・第6章 外国人市民の人権保障の実現(案)について
	9	同和対策等審議会 ・第7章 高齢者の社会参画の推進と社会福祉の充実(案)について ・第8章 子どもの人権の確保(案)について ・第9章 その他の人権問題への対応(案)について
	10	同和対策等審議会から答申
	12	パブリックコメント実施
29	2	パブリックコメント意見公表 同和対策等審議会 ・パブリックコメントの結果報告 ・第四次人権総合計画実施計画について

	【上越市】 人権総合計画（H15.3策定、H19.3改訂、H24.3改訂）		【新潟県】 新潟県人権教育・啓発推進基本指針（H16.4策定）	【国】 人権教育・啓発に関する基本計画（H14.3策定、H23.4変更）
	第四次人権総合計画(案)	第三次人権総合計画		
新	1 総合計画の概要 (趣旨、基本目標、構成と期間、推進に向けて、推進体制)	1 総合計画の概要 (趣旨、基本目標、構成と期間、推進に向けて、推進体制)	1 基本的な考え方	1 はじめに、2 人権教育・啓発の現状 3 人権教育・啓発の基本的在り方
	2 個人情報の保護と人権侵害の救済・擁護		2 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進	4-1 人権一般の普遍的視点からの取組 (人権教育、人権啓発)
	3 同和問題の根本的かつ速やかな解決	2 同和問題の根本的かつ速やかな解決	3-5 同和問題	4-2-5 同和問題
	4 障害者の自立と社会参画の実現	3 障害者の自立と社会参画の実現	3-4 障害者	4-2-4 障害者
	5 男女共同参画社会の実現	4 男女共同参画社会の実現	3-1 女性	4-2-1 女性
	6 外国人市民の人権保障の実現	5 外国人市民の人権保障の実現	3-6 外国人	4-2-7 外国人
	7 高齢者の社会参画の推進と社会福祉の充実	6 高齢者の社会参画の推進と社会福祉の充実	3-3 高齢者	4-2-3 高齢者
	8 子どもの人権確保	7 子どもの人権確保	3-2 子ども	4-2-2 子ども
	9 その他の人権問題	8 その他の人権問題		
		① アイヌの人々に対する偏見や差別		4-2-6 アイヌの人々
① エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別	② エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別	3-7 感染症患者等（ハンセン病、エイズ患者・H I V感染者）	4-2-8 H I V感染者・ハンセン病患者等	
③ ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別	③ ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別			
③ 特定疾患の患者に対する偏見や差別	④ 特定疾患の患者に対する偏見や差別			
④ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別	⑤ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別	3-11 刑を終えて出所した人等	4-2-9 刑を終えて出所した人	
⑤ 性同一性障害を持つ人など性的マイノリティへの偏見や差別	⑥ 性同一性障害を持つ人など性的マイノリティへの偏見や差別			
⑥ インターネットによる人権侵害	⑦ インターネットによる人権侵害	3-12 インターネットによる人権侵害	4-2-11 インターネットによる人権侵害	
⑦ 北朝鮮当局による拉致問題	⑧ 北朝鮮当局による拉致問題	3-9 北朝鮮による拉致被害者	4-2-12 北朝鮮当局による拉致問題等（変更後）	
⑧ 新潟水俣病被害者		3-8 新潟水俣病被害者		
		3-10 犯罪被害者やその家族	4-2-10 犯罪被害者等	
⑨ 様々な人権問題 アイヌの人々、犯罪被害者やその家族に対する偏見や差別、その他様々な人権問題		3-13 様々な人権問題（項目のみを記述） アイヌの人、在日韓国・朝鮮の人、ホームレスの人、中国残留邦人、性同一性障害の人、重症急性呼吸器症候群（SARS）等の感染者やその発症地域の人などに対する偏見や差別その他の様々な人権問題	4-2-13 その他（項目のみを記述） 同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題	
		4 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進	4-3 人権にかかわりの深い特定の職業に重視するものに対する研修	
		5 人権施策推進に向けて（県の基本姿勢、関係機関等との連携、基本指針の見直し）	4-4 総合的かつ効果的な推進体制 5 計画の推進	

・市第1次計画に搭載した項目は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（H9.7.4）で重要課題として搭載されたもの（「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者、ハンセン病、刑を終えて出所した人たち」）。「特定疾患の患者」を市計画に搭載した根拠は不明。

・第2次計画では、当時各方面で取り上げられることが多かった「インターネットによる人権侵害」及び「性同一性障害を持つ人など性的マイノリティへの偏見や差別」を追加。
・第3次計画では、国の計画変更を反映し「北朝鮮当局による拉致問題」を追加。